

証券コード 5581
2025年11月6日
(電子提供措置の開始日 2025年11月5日)

株 主 各 位

東京都新宿区内藤町87番地

株式会社カイテクノロジー

代表取締役社長 勝 屋 嘉 恭

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)については、インターネット上の当社ウェブサイト(下記記載)に掲載しておりますので、当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://chitech.co.jp/investorrelations/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「その他IR情報」の欄にある「第11期定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。)

また、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「カイテクノロジー」または「コード」に当社証券コード「5581」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができます。

各議案の内容は、「第11期定時株主総会招集通知」の株主総会参考書類に記載の通りですので、ご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月26日(水曜日)午後6時までに議決権の行使をしていただけますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日（木曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都新宿区内藤町87番地 大木戸庁舎 6階 大会議室
 3. 目的事項
 1. 第11期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類の監査結果報告の件
 2. 第11期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)計算書類報告の件
- 報告事項**
- 決議事項**
- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

書面により議決権を行使される場合、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年11月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。各議案につき賛否が表示されていない場合には、会社提案につき賛成としてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://chitech.co.jp/investorrelations/>) および東京証券取引所ウェブサイト (<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>) において、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

事業報告

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、インバウンド需要の拡大に伴い一部では景気回復の兆しが見られる一方で、米国の関税政策による世界情勢への影響、地政学的リスクの長期化による資源・材料・エネルギー価格や生活必需品の高騰が継続しており、個人消費への影響など先行きは不透明な状況が続いております。

総務省統計局の「サービス産業動態統計調査2025年7月分速報」によると、情報通信業の売上高は6,098,694百万円（前年同月比9.5%増で40か月連続の増加）で、順調に推移しております。

企業や行政などにおけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）領域への投資は引き続き積極的であり、当社グループはこの潮流を成長の機会と捉え、「プラスαで快適（カイテク）な明日へ」というコーポレートミッションを掲げ、「利益向上」、「人材開発」、「市場競争力」の3つの経営課題に対し、「社員採用強化」、「教育環境整備」、「業務高度化」の3つを重点施策として事業を推進しております。

「社員採用強化」については、新規大学卒、第二新卒、若手即戦力の採用に注力し、中期的にバランスのとれた社員年齢構成の形成を図るとともに、外国籍技術者、女性活躍推進をはじめとするダイバーシティ採用を積極的に取り入れていく計画であり、2025年4月には32人の新入社員が入社しております。

「教育環境整備」については、2024年8月に、社内教育のための組織としてカイテクラボ&教育センター（通称CLLC）を設置し、定期的なセミナーの開催やハンズオンラボを実施しております。

「業務高度化」については、ITアーキテクト、ITコンサルタントの業務を中心に育成・拡大を図るとともに、受託開発サービスにおいてはSI業務の対応可能領域の拡張と体制整備を進める計画です。

パッケージ販売サービスにおける「業務高度化」についても、食（FoodTech）と健康（HealthTech）のDX化を積極的に推進し、AIなどの先端技術を採用することで、お客様の一層の利便性や生産性向上を図っていきます。

このような状況下において、当社グループの当連結会計年度につきましては、売上高4,181,569千円、営業利益110,406千円、経常利益123,858千円、親会社株主に帰属する当期純利益70,511千円となりました。

当社グループはIT関連サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載をしておりますがサービス別の概況は、次のとおりであります。

システム開発サービス（SES・人材派遣）においては、案件獲得が順調に進んだことにより、売上高は2,742,986千円となりました。

受託開発サービスにおいては、受託案件のシステム開発が概ね計画通り進捗したことから、売上高は846,606千円となりました。

パッケージ販売サービスにおいては、献ダテマンのWeb版導入に加え、サポートが終了するWindows10版からWindows11版への更新需要が高まったことから、売上高は591,977千円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は8,703千円で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

社内教育・技術検証用サーバー	4,299千円
勤怠及び会計・販売管理システムの改修	430千円

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき課題は、以下の通りであります。

①採用・人材確保の強化

当社グループが事業を展開する情報サービス産業は人材不足が深刻化しており、企業の持続的成長を達成するためには積極的な人材確保の推進が不可欠であります。これまでは、即戦力となる30代から40代の人材を中心に採用活動を実施しておりましたが、新たに新卒および第二新卒の採用活動に注力した結果、多くの若手人材を確保することができました。今後は、これらの採用活動で得られた成功事例やノウハウをキャリア採用にも展開し、更なる採用力と人材確保の強化を図ってまいります。

②教育・育成体制の強化

新卒・第二新卒社員の早期戦力化を目指し、実務に即したOJTの実施や、個々の適性に応じた配属を通じて、現場での対応力を高める取り組みを進めてまいります。また、教育コンテンツの拡充にも注力し、セミナーや社内研修、OJTの実績を可視化し、受講者の拡大と教育効果の最大化を図ってまいります。これにより、社員のスキル向上とキャリア形成を支援し、グループ全体の専門性と対応力を強化してまいります。

更に管理職に対して、メンタルケアを含むマネジメントスキルの向上を目的とした研修を実施し、部下の育成と組織の安定運営に寄与する体制づくりを進め、社員の定着率向上や企業文化の醸成につなげてまいります。

③業務の高度化と利益率の向上

従来の業務から、より専門性の高い業務への移行を推進することにより、単価の向上と付加価値の創出を目指しております。社員一人ひとりのスキルを最大限に活かし、より高度な業務領域へと展開することによってグループ全体の生産性と利益率を高めてまいります。この取り組みを支えるために、実務に即したトレーニングやOJTを通じて、社員が新たな業務領域に対応できるように育成体制を整備してまいります。

④コーポレート・ガバナンス体制及び内部管理体制の強化

当社グループでは、継続的な企業価値の向上を実現させるため、コーポレート・ガバナンスの強化は重要な課題の一つであると認識しております。そのため、コンプライアンス遵守を重視した企業経営を促進し、業務運営の効率化及びリスク管理の徹底等、内部管理体制をより一層強化してまいります。

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	2022年8月度 第8期	2023年8月度 第9期	2024年8月度 第10期	2025年8月度 (当連結会計年度) 第11期
売 上 高	— 千円	— 千円	— 千円	4,181,569 千円
経 常 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	123,858 千円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	— 千円	— 千円	— 千円	70,511 千円
1株当たり当期純利益	— 円	— 円	— 円	16.79 円
総 資 産	— 千円	— 千円	2,326,906 千円	2,173,708 千円
純 資 産	— 千円	— 千円	612,098 千円	676,222 千円
1株当たり純資産額	— 円	— 円	145.74 円	161.01 円

(注) 第10期(2024年8月度)が連結計算書類の作成初年度であるため、第9期(2023年8月度)以前の状況は記載していません。また、連結子会社のみなし取得日を前連結会計年度末としており、第10期(2024年8月度)においては貸借対照表のみを連結しているため、連結損益計算書は作成していません。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	2022年8月度 第8期	2023年8月度 第9期	2024年8月度 第10期	2025年8月度 (当事業年度) 第11期
売 上 高	3,622,321 千円	3,771,096 千円	3,779,316 千円	3,896,770 千円
経 常 利 益	85,581 千円	55,526 千円	32,382 千円	113,646 千円
当 期 純 利 益	334,748 千円	38,119 千円	19,573 千円	73,886 千円
1株当たり当期純利益	79.70 円	9.08 円	4.66 円	17.59 円
総 資 産	1,864,910 千円	1,779,509 千円	2,264,366 千円	2,108,098 千円
純 資 産	729,703 千円	650,223 千円	657,196 千円	724,782 千円
1株当たり純資産額	173.73 円	154.82 円	156.48 円	172.57 円

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社H I Cサービス	27百万円	100%	情報システムの開発・保守・サポート

- ③ 特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

①システム開発サービス

ユーザーからシステム開発を受託した大手システムインテグレーターと協力して、システム開発を行うSES (System Engineering Service) (注)・人材派遣を行っております。製造関連、物流関連、放送関連、金融関連など幅広い業界に向けたシステムの開発を行っております。

システム運用の環境整備 (ネットワーク構築、ハードウェアの導入、運営のための保守管理等) も行っております。

(注) SES (System Engineering Service) とは、システムやソフトウェアの開発・運用などで行われる委託契約の一種で、対象物の完成などを目的とせずに特定の業務への技術者の労働の提供を行う契約のことであります。

②受託開発サービス

ユーザーからシステム開発を請負う事業です。システム開発サービスとは異なり、システムの要件定義から設計、プログラム製作、運用テスト、保守まで一貫したサービスを提供しております。上流工程である要件定義や設計は、ユーザーニーズを正確に把握することが前提になりますので、システム開発のノウハウだけでなく、顧客業務に関する知見、完成までを見据えたプロジェクトのマネジメント力も求められます。プログラム製作以降の開発工程では、システム開発サービスでの経験を活かすことで効率的な開発を行っております。

③パッケージ販売サービス

自社プロダクトとして、40年以上の販売実績がある栄養・給食管理ソフト「Mr. 献ダテマン」を取扱っております。介護・福祉／高齢者施設、病院、学校給食その他フードサービス業のお客様にこれまで15,000件以上の施設に導入いただいております。

病院用では、電子カルテと接続し、食事情報を取得し禁食対応が可能な機能を提供しているほか、介護・福祉／高齢者施設では栄養ケアマネジメントの機能を提供しております。

「Mr. 献ダテマン」の担当部門では、高齢者施設や給食会社等の現場での実務経験を有する、管理栄養士資格を持つスタッフを多数配置しており、ソフトウェアの開発から、導入時の運用方法の相談、お客様が「Mr. 献ダテマン」を使いこなせるようになるまでの全面的なサポート業務に携わっております。

(8) 主要な営業所

①当社

名 称	所 在 地
東京本社	東京都新宿区
大阪オフィス	大阪府大阪市淀川区

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社H I Cサービス	東京都墨田区

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
379名	4名減	37.4歳	8.4年

(注) 当社外への出向者および契約社員、パートタイマー等の臨時従業員は含めておりません。
上記のほか、契約社員、パートタイマー等の臨時従業員10名がおります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	281,639 千円
株式会社みずほ銀行	104,991
株式会社四国銀行	30,922
朝日信用金庫	22,276

(注) 当社及び連結子会社の借入先の状況を記載しております。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第1項）があるときの権限の行使に関する方針

当社は、企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を行っていくことが経営の重要課題であると認識しております。

当社の剰余金の配当につきましては、期末配当の年1回を基本としており、決定機関は取締役会であります。また、当社は定款において、毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。企業価値の向上と健全な事業活動の維持を可能とする範囲において、増加運転資金や人材、設備への投資のための内部留保とのバランスを勘案したうえで、配当性向35%を目安とした継続的な配当を実施することを基本方針としております。

上記方針のもと、2025年8月期の期末配当につきましては、1株当たり6円00銭といたしました。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 16,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,200,000株
- (3) 株主数 8名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社リーブル ※	3,355,600 株	79.89 %
勝屋 嘉恭	333,400	7.94
日本アジア投資株式会社	220,000	5.24
勝屋 奈緒子	120,000	2.86
大樹生命保険株式会社	100,000	2.38
カイテクノロジー従業員持株会	61,000	1.45
伊地知 高之	5,000	0.12
技研電子株式会社	5,000	0.12

※株式会社リーブルは当社代表取締役社長である勝屋嘉恭氏の資産管理会社であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下のとおり取得いたしました。

取得理由	経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を図るとともに、株主への利益還元、株式報酬制度の導入等の様々な資本政策に活用するため
取得対象株式	当社普通株式
取得した株式の総数	458,400株
取得価額	88,471千円
取得日	2025年10月30日
取得方法	株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2020年3月24日開催の株主総会決議による第1回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要さない
- ② 新株予約権の行使価額 1個に付182円
- ③ 新株予約権の行使期間 2021年4月8日から2029年3月31日まで
- ④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	2,000個	普通株式 200,000株	1人

2022年5月30日開催の株主総会決議による第3回新株予約権

- ① 新株予約権の払込金額 払込を要さない
- ② 新株予約権の行使価額 1個に付230円
- ③ 新株予約権の行使期間 2024年6月18日から2031年6月17日まで
- ④ 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
社外取締役	42,000個	普通株式42,000株	3人

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2025年8月31日現在)

地位および担当	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	勝屋 嘉恭	株式会社リーブル 代表取締役 株式会社H I Cサービス 代表取締役会長
取締役 副社長事業部門統括	原 仁美	株式会社H I Cサービス 取締役
取締役 I S O推進室長 C & C G準備室長	伊地知 高之	株式会社H I Cサービス 取締役
取締役 経営管理本部長	田熊 眞司	
取締役 (常勤監査等委員)	藤原 拓也	藤原拓也税理士事務所 代表 株式会社H I Cサービス 監査役

取締役（監査等委員）	松本 卓也	弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所 社員 福岡オフィス所長 株式会社識学 社外監査役
取締役（監査等委員）	長谷川 園恵	はせがわ公認会計士・税理士事務所 所長 ブルーミングガーデン合同会社 代表社員 医療法人社団天紀会 理事 ユニプレス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社東京エネシス 社外取締役 学校法人麴町学園 監事

- (注) 1. 取締役 藤原 拓也氏、松本 卓也氏及び長谷川 園恵氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 取締役監査等委員 藤原 拓也氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであるため、監査等委員に選定しております。
取締役監査等委員 松本 卓也氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであるため、監査等委員に選定しております。
取締役監査等委員 長谷川 園恵氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであるため、監査等委員に選定しております。
- (注) 3. 2024年11月28日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、取締役 中家 奈緒子氏は、任期満了により退任いたしました。
- (注) 4. 2025年8月31日をもって、取締役 伊地知 高之氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役（監査等委員）である藤原 拓也氏、松本 卓也氏及び長谷川 園恵氏は、当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号の定める額を限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	報酬等の総額 (基本報酬)	報酬等の総額 (業績連動報酬等)	対象となる取締役の 員数
取締役（取締役監査等委員を除く） （うち社外取締役）	65,070 (—) 千円	—	5人 (—)
取締役監査等委員 （うち社外取締役）	14,400 (14,400) 千円	—	3人 (3人)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、年額100百万円以内と決議いただいております。株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち、社外取締役は0名）です。
取締役監査等委員の金銭報酬の額は、2021年6月29日開催の定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。株主総会終結時点の取締役監査等委員の員数は3名で、その全員が社外取締役です。
- (注) 2. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針は、以下の通りであります。
- (1) 当社の取締役の報酬は全額を業績に連動しない基本報酬とし、金銭により、取締役の役位、職責、在任年数等に応じて支給額を決定します。
 - (2) 当社の取締役の報酬は毎月固定額の金銭報酬とします。
 - (3) 各取締役の個人別の基本報酬については、代表取締役および社外取締役により構成される報酬協議会における審議結果を踏まえ、取締役会が決定します。
なお、当社は取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の内容についての決定に関する方針を決議しております。
- (注) 3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額は報酬協議会によりその内容を確認し、決定方針に沿うものであることを取締役会に答申しており、取締役会もその答申を尊重し、決定方針と整合していることを確認しております。
- (注) 4. 上記には、2024年11月28日開催の第10回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役中家奈緒子氏および2025年8月31日をもって退任した取締役伊地知高之氏を含めています。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、藤原 拓也氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当社と当該兼職先との関係
取締役 監査等委員	藤原 拓也	藤原拓也税理士事務所	代表	当社と藤原拓也税理士事務所との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	松本 卓也	弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所 株式会社識学	社員 福岡オフィス所長 社外監査役	当社と弁護士法人阿部・井窪・片山法律事務所、株式会社識学との間に重要な取引その他の関係はありません。
取締役 監査等委員	長谷川 園恵	はせがわ公認会計士・税理士事務所 ブルーミングガーデン合同会社 医療法人社団天紀会 ユニプレス株式会社 株式会社東京エネシス 学校法人麴町学園	所長 代表社員 理事 社外取締役 (監査等委員) 社外取締役 監事	当社とはせがわ公認会計士・税理士事務所、ブルーミングガーデン合同会社、医療法人社団天紀会、ユニプレス株式会社、株式会社東京エネシス及び学校法人麴町学園との間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待され役割に関して行った職務の概要
取締役 監査等委員	藤原 拓也	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言をしております。
取締役 監査等委員	松本 卓也	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、弁護士としての専門的見地から適宜発言をしております。
取締役 監査等委員	長谷川 園恵	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回に出席、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会および監査等委員会において、公認会計士・税理士としての専門的見地から適宜発言をしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

史彩監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

	支払額
会計監査人としての報酬等の額	25百万円
当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査、準金融商品取引法に基づく監査、金融商品取引法に基づく監査及びTOKYO PRO Marketにおける監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 当社監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を受け、監査計画における監査時間、配員計画、会計監査人の職務遂行状況及び報酬見積の相当性などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬額に付、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の選任方針、解任または不再任の決定の方針

会計監査人の選任に際しては、監査品質の維持・向上を図りつつ効率的に行われていることが重要と考え、監査等委員会の決議を経て株主総会に付議することとしております。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき監査等委員会が解任いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要は以下の通りです。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 取締役会は、業務執行の法令・定款への適合性を確保するため、監査等委員である取締役の出席のもと、原則として毎月開催しております。監査等委員は監査等委員ではない取締役の職務執行の監督を行うとともに、自ら取締役として議決権を行使することにより当社のガバナンス強化の役割を担っております。

イ. 取締役会は、外部的視点からの経営監視をその機能および役割として期待し、社外役員を招聘しております。

ウ. 取締役会は、反社会的勢力との関係を断絶することを明確に定め、断固たる態度で反社会的勢力を排除いたします。

エ. 取締役会は、適正な財務報告が、当社の株主・投資家・その他利害関係者からの信頼性確保のために重要であるとの認識に立ち、財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を構築してまいります。

オ. 監査等委員は、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に基づき、取締役会への出席、業務状況の調査等を通じ、取締役の職務執行の監査を行うとともに、当社のコンプライアンス体制およびその運用に問題があると認めるときは、意見を述べて改善策の策定を求めると定めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

ア. 取締役は、その担当職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。）を、関連資料と併せて文書管理規程に定める期間保管するとともに、必要に応じて取締役および監査等委員が閲覧可能な状態を維持してまいります。

- ・株主総会議事録
- ・取締役会議事録
- ・重要な会議体および委員会の記録

イ. アに定める文書の他、契約書、決裁書その他の文書については、文書の保有に関する規則に基づき適切に保存および管理を行っております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 取締役会は、「リスク・コンプライアンス規程」を損失の危険の管理に関する統括的規程と位置付け、また、個別の損失の危険に対応するために、諸規程を整備しております。

イ. 取締役会のもとに当社のリスク管理およびコンプライアンス推進を目的としてリスク・コンプライアンス委員会を常設し、損失の危険の管理にあたっております。

リスク・コンプライアンス委員会は、法令遵守の教育・訓練計画を立案、推進することにより、組織的に潜在リスクを予防し、表面化したリスクを收拾します。また、万一発生した危機に対して統制の取れた対応を取ることによって損失を最小にとどめることを目的としております。

潜在リスク情報を早期に収集して対処を容易にするために、社外弁護士を窓口とする「内部通報窓口」等の内部通報制度を整備しております。リスク・コンプライアンス委員会事務局は、リスク・コンプライアンス委員会に報告されたリスク情報を全て監査等委員会に報告しており、監査等委員会は、いつでも必要に応じてリスク・コンプライアンス委員会に対してリスク情報の報告を求めることができるものと定めております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則毎月開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催します。

イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、諸規程において、それぞれの責任者およびその権限、執行手続について定めております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 子会社の経営については、子会社の取締役会にて事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行っております。また、子会社には原則として取締役・使用人を派遣して業務の適正と指導を確保しております。

イ. 当社の取締役会のもとに常設されるリスク・コンプライアンス委員会は、当社および子会社の損失の危険の管理にあたるものとし、各委員の監督のもと、個別の損失の危険に対応するための諸規程を整備しております。

ウ. 当社の代表取締役のもと内部監査を担当する内部監査室は、内部監査基準に基づき、当社および子会社の業務の適正を確保するために必要な監査を実施します。

⑥ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する体制

ア. 監査等委員がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めたときは、会社は当社の従業員から監査等委員補助者を任命するものとします。

イ. アの従業員の取締役からの独立性を確保するために、監査等委員はアの従業員の人事について事前に報告を受け、必要な場合は会社に対して変更を申し入れることができるものとしております。また、当該従業員は当社の就業規則に服しますが、監査等委員補助業務に係る当該従業員への指揮命令権は監査等委員に属することとしております。

⑦ 取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制、監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査等委員の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

ア. 監査等委員は、取締役会の他、経営会議その他の重要な会議に出席し、当社の業務執行に関する報告を受けることができるものと定めております。

- イ. 取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項がある場合は、監査等委員に直ちに報告します。前記に関わらず、監査等委員はいつでも必要に応じて、取締役および使用人、子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告を求めることができることとしております。
- ウ. 取締役は、内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査等委員への適切な報告体制を確保しております。当該規程には、通報をした従業員等が通報を理由に不利益な取扱いを受けない旨を、その内容に含めるものとしております。
- エ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用に関しては、各監査等委員の請求に基づき当社の負担により精算するものとしております。
- オ. 監査等委員は、自らの判断により、定期的に会計監査人より会計監査の結果を聴取するとともに意見交換を行い、必要に応じて会計監査人の監査に立会い、また、監査業務を執行した公認会計士と協議の場を持つなどして、会計監査人と相互の連携を高めるものとしております。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

① 内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンスとリスク管理体制

リスクコンプライアンス委員会を年4回実施し、当社各部門から報告されたリスクのレビューを実施して全体的な情報共有に努めております。また年間のコンプライアンス計画を立てて理解度を深めております。

③ 内部監査

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき内部監査を毎月実施しております。

(2) 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策に関する方針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

(3) 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は5名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

(4) 取締役の選任決議要件

取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

(5) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役が職務の執行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整えることを目的としております。

(6) 取締役（業務執行取締役であるものを除く）の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的に会社法第309条第2項に定める株主総会における特別決議の要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

(8) 剰余金の配当

当社は、剰余金の配当に係る会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議による旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

企業価値の向上と健全な事業活動の維持を可能とする範囲において、増加運転資金や人材、設備への投資のための内部留保とのバランスを勘案したうえで、配当性向35%を目安とした継続的な配当を実施することを基本方針としております。

上記の方針のもと、第11期の期末配当について、2025年10月14日開催の取締役会において1株当たり配当を6円00銭とすることを決定しております。

(9) 中間配当

当社は、会社法第454条第4項の規定により、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

(10) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的としております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,691,720	流 動 負 債	859,035
現 金 及 び 預 金	1,067,968	買 掛 金	132,660
受 取 手 形	132	契 約 負 債	124,698
売 掛 金	466,078	未 払 金	47,111
契 約 資 産	46,814	未 払 費 用	85,509
商 品 及 び 製 品	9,247	未 払 法 人 税 等	605
仕 掛 品	30,367	未 払 消 費 税 等	49,416
前 払 金	32,735	預 り 金	36,757
前 払 費 用	30,056	1年以内償還予定の社債	160,000
そ の 他	8,817	1年以内返済予定の長期借入金	119,736
貸 倒 引 当 金	△497	賞 与 引 当 金	102,438
固 定 資 産	481,988	受 注 損 失 引 当 金	102
有 形 固 定 資 産	65,942	固 定 負 債	638,450
建 物 及 び 構 築 物	93,243	社 債	196,000
工 具、器 具 及 び 備 品	40,037	長 期 借 入 金	320,092
減 価 償 却 累 計 額	△67,339	資 産 除 去 債 務	50,664
無 形 固 定 資 産	316,175	退 職 給 付 に 係 る 負 債	34,221
の れ ん	164,307	繰 延 税 金 負 債	22,869
ソ フ ト ウ ェ ア	12,143	そ の 他	14,603
顧 客 関 連 資 産	138,750	負 債 合 計	1,497,486
そ の 他	973	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	99,871	株 主 資 本	676,309
繰 延 税 金 資 産	22,451	資 本 金	28,200
そ の 他	77,419	資 本 剰 余 金	132,772
		利 益 剰 余 金	515,337
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△87
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△87
		純 資 産 合 計	676,222
資 産 合 計	2,173,708	負 債 及 び 純 資 産 合 計	2,173,708

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,181,569
売上原価	3,013,057
売上総利益	1,168,511
販売費及び一般管理費	1,058,105
営業利益	110,406
営業外収益	
受取利息	1,510
受取配当金	14
助成金収入	18,550
雑収入	3,976
営業外費用	
支払利息	7,599
社債利息	2,949
その他	51
経常利益	123,858
税金等調整前当期純利益	123,858
法人税、住民税及び事業税	833
法人税等調整額	52,513
当期純利益	70,511
親会社株主に帰属する当期純利益	70,511

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	28,200	132,772	451,125	612,098	—	—	612,098
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	△6,300	△6,300			△6,300
親会社株主に帰属する 当期純利益	—	—	70,511	70,511			70,511
株主資本以外の項目 の当期変動額					△87	△87	△87
当期変動額合計	—	—	64,211	64,211	△87	△87	64,123
当期末残高	28,200	132,772	515,337	676,309	△87	△87	676,222

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 1社

主要な連結子会社の名称

株式会社H I Cサービス

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

株式会社H I Cサービスの決算日は7月31日であります。決算日の差異が3カ月以内であるため、連結にあたっては同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの …… 時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定)

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 及 び 製 品 …… 移動平均法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕 掛 品 …… 個別法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …… 定率法

ただし、2017年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年

工具、器具及び備品 4～20年

② 無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

③ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、退職に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループは、自社プロダクトの販売、派遣・SES（技術者派遣）、顧客との請負契約を主な事業としております。当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① システム開発サービス（SES・技術者派遣）

派遣及びSESは、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

② 受託開発サービス（請負契約）

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い請負契約については、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けて、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③ パッケージ販売サービス（自社プロダクトの販売）

自社プロダクトの販売は、注文書・契約書等で受け渡しの条件を指定しており、顧客が検収を行い、ソフトウェアを利用できる状態になった時点で履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、自社プロダクトをSaaS型で提供するサービス及び保守サービスにおいては、契約期間にわたり、概ね一定の役務を提供することから、役務提供期間にわたり取引価格を按分する方法により収益を認識しております。

これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① のれん及び顧客関連資産の償却方法及び償却期間

のれん 7年間で均等償却

顧客関連資産 16年間で均等償却

② 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額を退職給付費用として処理しております。また、子会社については退職に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. のれん及び顧客関連資産

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
のれん	164,307
顧客関連資産	138,750

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

取得原価の配分については、受け入れた資産及び引き受けた負債のうち取得日時点で識別可能なものに対して時価を基礎として配分しており、その配分額の算定にあたっては外部の専門家を利用しております。企業結合により計上されたのれんは取得日時点の事業計画に基づく超過収益力に基づき認識しており、顧客関連資産は事業計画を基に既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことができる超過収益の現在価値を算定し、認識しております。これらはいずれも、その効果の及ぶ期間にわたって、定額法により定期的に償却します。

② 主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候判定においては、主に取得日時点の当初事業計画の合理性を検討することにより、超過収益力等の毀損の有無を検討しており、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の可否を判定します。

なお、当連結会計年度末において、のれん及び顧客関連資産は、減損の兆候はないと判断しております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

のれん及び顧客関連資産は、将来事業計画に基づき算定しており、これらの算定における主要な仮定は、主に過去の実績や市場環境を勘案して見積った売上成長率、利益であります。

主要な仮定は見積りの不確実性を伴うため、重要な変動が生じ超過収益力毀損していると判断された場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、のれん及び顧客関連資産の減損損失が計上される可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
繰延税金資産	22,451

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について将来の一時差異等加算減算前課税所得を見積り、また将来減算一時差異等に係る繰延税金資産については回収可能性が高いと判断しております。

主要な仮定は、将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りにおける将来の事業計画であります。将来の利益は、事業環境の変化等による影響を受けますが、現在の状況および入手可能な情報等による合理的な仮定に基づき見積ることとしております。

繰延税金資産の回収可能性は将来の一時差異等加減算前課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、一時差異等加減算前課税所得の見積額が変動した場合、繰延税金資産が増額または減額され、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数
普通株式 4,200,000株

2. 当連結会計年度の末日における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年10月15日 定時株主総会	普通株式	6百万円	1円50銭	2024年 8月31日	2024年 11月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	一株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年10月14日 定時株主総会	普通株式	繰越利益剰余金	25百万円	6円00銭	2025年 8月31日	2025年 11月28日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数
普通株式 410,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金及び設備資金については原則として自己資金を充当することとしつつも、資金計画等に照らして、必要な資金を銀行等からの借入や社債の発行により調達しております。

②金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は事業活動から生じた営業債権であり顧客の信用リスクが存在いたします。

買掛金、未払金及び未払費用は事業活動から生じた営業債務であり、全て1年以内に支払期日が到来いたします。

未払法人税等は住民税及び事業税に係る債務であり、1年以内に納付期日が到来いたします。

借入金は、主に手元資金の一層の充実を目的としたものであります。社債は主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は2026年から2028年であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

(ア) 信用リスク（取引先の債務不履行に係るリスク）の管理

売掛金については、財務経理担当部門で債権回収の期日管理を行い、回収懸念の早期把握に努めております。

(イ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理担当部門で月次において将来一定期間の資金収支の見込を作成するとともに、その見込との乖離を随時把握することで流動性リスクを管理しております。

(ウ) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金、社債については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を図っております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定を含む)	439,828	436,598	△3,229
(2) 社債 (1年以内返済予定を含む)	356,000	353,704	△2,295
負債計	795,828	790,302	△5,525

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、受取手形、売掛金

現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 買掛金及び未払金、未払法人税等、未払消費税等、預り金

短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	119,736	92,011	65,494	57,831	57,144	47,612
社債	160,000	99,000	77,000	20,000	—	—
合計	279,736	191,011	142,494	77,831	57,144	47,612

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
重要性が乏しいため記載を省略しております。

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	436,598	—	436,598
社債(1年以内返済予定を含む)	—	353,704	—	353,704
負債計	—	790,302	—	790,302

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	161円01銭
1株当たり当期純利益	16円79銭

収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	合計
派遣・SESから生じる収益	2,742,986千円
顧客との請負契約から生じる収益	846,606千円
自社プロダクトの販売から生じる収益	591,977千円
外部顧客への売上高	4,181,569千円

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

に関する注記等 2. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
契約資産	29,613千円	46,814千円
契約負債	83,763千円	124,698千円

契約資産は、契約に定められた履行義務を完全に充足していない請負契約について、一定の期間にわたり認識した収益の対価に対する権利に関するものであり、履行義務が完全に充足された時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は主に顧客からの前受金に関するものであり、履行義務の充足による収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約が無い場合、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約が生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年10月14日開催の取締役会において、以下の通り、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を図るため

2. 自己株式の取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類

当社普通株式

(2) 取得し得る株式の総数

458,400株（上限）（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：10.9%）

(3) 株式の取得価額の総額

88,471千円（上限）

(4) 取得日

2025年10月30日

(5) 取得方法

株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

3. 自己株式の取得結果

上記買付による取得の結果、2025年10月30日に、当社普通株式458,400株（取得価額88,471千円）を取得し、当該決議に基づく自己株式の取得を終了いたしました。

貸借対照表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	1,528,505	流動負債	818,458
現金及び預金	949,863	買掛金	132,660
受取手形	132	契約負債	121,254
売掛金	427,789	未払金	45,310
契約資産	46,814	未払費用	78,354
商品及び製品	9,247	未払法人税等	425
仕掛品	26,246	未払消費税等	42,354
前払金	32,735	預り金	33,799
前払費用	27,667	1年以内償還予定の社債	160,000
その他	8,508	1年以内返済予定の長期借入金	111,444
貸倒引当金	△497	賞与引当金	91,989
固定資産	579,592	その他	866
有形固定資産	63,011	固定負債	564,856
建物及び構築物	90,013	社債	196,000
工具、器具及び備品	37,172	長期借入金	306,108
減価償却累計額	△64,174	資産除去債務	48,144
無形固定資産	13,117	その他	14,603
ソフトウェア	12,143	負債合計	1,383,315
その他	973	(純資産の部)	
投資その他の資産	503,463	株主資本	724,782
長期前払費用	604	資本金	28,200
関係会社株式	407,447	資本剰余金	132,772
繰延税金資産	22,451	資本準備金	20,700
その他	72,958	その他資本剰余金	112,072
		利益剰余金	563,810
		その他利益剰余金	563,810
		中小企業事業再編投資損失準備金	285,213
		繰越利益剰余金	278,596
資産合計	2,108,098	純資産合計	724,782
		負債・純資産合計	2,108,098

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,896,770
売 上 原 価		2,834,752
売 上 総 利 益		1,062,017
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		973,834
営 業 利 益		88,183
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,434	
助 成 金 収 入	18,550	
経 営 指 導 料	13,000	
雑 収 入	2,520	35,504
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,040	
社 債 利 息	2,949	
そ の 他	51	10,041
経 常 利 益		113,646
税 引 前 当 期 純 利 益		113,646
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	643	
法 人 税 等 調 整 額	39,117	39,760
当 期 純 利 益		73,886

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	純資産 合計
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金		利益剰余金 合計		
					中小企業事業 再編投資損失 準備金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	28,200	20,700	112,072	132,772	285,213	211,010	496,223	657,196	657,196
当期変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△6,300	△6,300	△6,300	△6,300
当期純利益	—	—	—	—	—	73,886	73,886	73,886	73,886
当期変動額合計	—	—	—	—	—	67,586	67,586	67,586	67,586
当期末残高	28,200	20,700	112,072	132,772	285,213	278,596	563,810	724,782	724,782

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法

商品及び製品	移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
仕掛品	個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …… 定率法

ただし、2017年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年
工具、器具及び備品	4～20年

無形固定資産 …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

賞与引当金	従業員への賞与支給に備えるため、支給見込み額の当期負担分を計上しております。
貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、自社プロダクトの販売、派遣・SES（技術者派遣）、顧客との請負契約を主な事業としております。当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①システム開発サービス（SES・技術者派遣）

派遣及びSESは、主としてシステムエンジニア等の専門要員の労働力を契約期間にわたって顧客に提供するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しておりません。顧客への役務提供を通じて一定の期間にわたり履行義務を充足することから、作業期間にわたり役務の提供に応じて収益を認識しております。

②受託開発サービス（請負契約）

請負契約は、主として顧客の要求する仕様に沿ったシステムやソフトウェアを制作し顧客に納品するものであり、当社は成果物を完成させる責任を有しております。請負契約による取引については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積り方法は、見積原価総額に占める発生原価の割合によるインプット法にて算出し、進捗度の合理的な見積りができないが、履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。なお、開発期間のごく短い請負契約については、委託された業務が完了し、顧客による検収を受けて、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する代替的な取扱いを適用しております。

③パッケージ販売サービス（自社プロダクトの販売）

自社プロダクトの販売は、注文書・契約書等で受け渡しの条件を指定しており、顧客が検収を行い、ソフトウェアを利用できる状態になった時点で履行義務が充足されることから、同時点で収益を認識しております。また、自社プロダクトをSaaS型で提供するサービス及び保守サービスにおいては、契約期間にわたり、概ね一定の役務を提供することから、役務提供期間にわたり取引価格を按分する方法により収益を認識しております。

これらの収益は、顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定し

ております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額を退職給付費用として処理しております。

会計方針の変更に関する注記

連結注記表「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおりです。

会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	22,451

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表の会計上の見積りに関する注記2. 繰延税金資産の回収可能性(2)に記載のとおりです。

貸借対照表に関する注記

該当事項はありません。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引以外の取引高 13,000千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	31,819	千円
未払社会保険料	4,919	
未払事業所税	1,844	
未払金及び未払費用	2,894	
資産除去債務	17,057	
減価償却超過額	2,956	
長期未払金	5,174	
ソフトウェア	26,069	
税務上の繰越欠損金	55,656	
その他	1,349	
繰延税金資産小計	149,737	
評価性引当額	△17,233	
繰延税金資産合計	132,504	
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△9,001	
中小企業事業再編投資損失引当金	△101,052	
繰延税金負債合計	△110,052	
繰延税金資産（負債）の純額	22,451	

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	資本金 (千円)	事業の内容	議決等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 H I C サ ービス	27,000	ソフトウ ェア開発	所有 直接 100.0	役員の兼 任	経営指導料 の受取	13,000 (注)	—	—

(注) 経営指導料については、相手会社と交渉のうえ、役務の提供に見合う価格になっております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 172円57銭

1 株当たり当期純利益 17円59銭

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

重要な後発事象に関する注記

重要な後発事象に関する注記は、「連結注記表 重要な後発事象に関する注記」に記載の通りです。

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社カイテクノロジー
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 西田 友洋 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 林 裕之 ⑩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カイテクノロジーの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カイテクノロジー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2025年10月31日

株式会社カイテクノロジー
取締役会 御中

史彩監査法人
東京都港区

指定社員 公認会計士 西田 友洋 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 林 裕之 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カイテクノロジーの2024年9月1日から2025年8月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人史彩任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人史彩任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年11月5日

株式会社カイテクノロジー 監査等委員会

常勤監査等委員	藤原 拓也	印
監査等委員	松本 卓也	印
監査等委員	長谷川 園恵	印

(注) 監査等委員藤原拓也、松本卓也及び長谷川園恵は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件

取締役勝屋嘉恭氏、原仁美氏、田熊眞司氏の3名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	かつや よしやす 勝屋 嘉恭 (1966年3月19日生) 【再任】	1989年9月	グラフィシステムズ株式会社 入社	333,400株
		1990年3月	ウィズソフト株式会社 設立 代表取締役	
		2008年12月	株式会社タス 代表取締役	
		2012年1月	ウィズストック株式会社（現 株式会社リーブル） 設立 代表取締役（現任）	
		2012年12月	株式会社ソフトビジョン 代表取締役	
		2015年12月	当社設立 代表取締役社長	
		2019年2月	株式会社スクエアシステムズ 代表取締役	
		2021年11月	当社 代表取締役社長CEO	
		2023年11月	当社 代表取締役社長（現任）	
		2024年6月	株式会社H I Cサービス 代表取締役	
		2025年9月	株式会社H I Cサービス 代表取締役会長（現任）	
2	はら ひとみ 原 仁美 (1968年3月13日生) 【再任】	1990年4月	株式会社丸紅ハイテックコーポレーション 入社	—
		1995年4月	サン・マイクロシステムズ株式会社 （現 日本オラクル株式会社）入社	
		2011年4月	ジュニパーネットワークス株式会社 入社	
		2017年4月	ジャパンケーブルキャスト株式会社 取締役	
		2018年10月	沖縄ケーブルネットワークス株式会社 取締役	
		2021年4月	東海東京フィナンシャル・ホールディングス 株式会社 技術顧問	
		2021年10月	株式会社TTデジタル・プラットフォーム 代表取締役 営業部門長 兼 システム開発部門長	
		2023年8月	当社 執行役員 事業部門統括	
		2023年11月	当社 取締役 事業部門統括	
		2024年6月	株式会社H I Cサービス 取締役（現任）	
		2024年11月	当社 取締役 副社長 事業部門統括（現任）	

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	たくま しんじ 田熊 真司 (1968年7月10日生) 【再任】	1991年4月	株式会社住友銀行 (現 株式会社三井住友銀行) 入社	—
		2006年4月	サイエンスワークス株式会社 入社 執行役員 兼 ティー・アンド・ティー株式会社 経営企画室長	
		2010年1月	EMI 株式会社 入社 企画統括部長	
		2018年10月	すみれパートナーズ株式会社 入社 監理部長	
		2019年7月	株式会社アジアゲートホールディングス (現 株式会社fantasista) 入社 管理本部長 兼 財務経理部長及び人事総務部長	
		2022年8月	当社 入社 経営管理本部 管理部部長	
		2023年9月	当社 執行役員 経営管理本部長	
		2024年11月	当社 取締役 経営管理本部長 (現任)	

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。